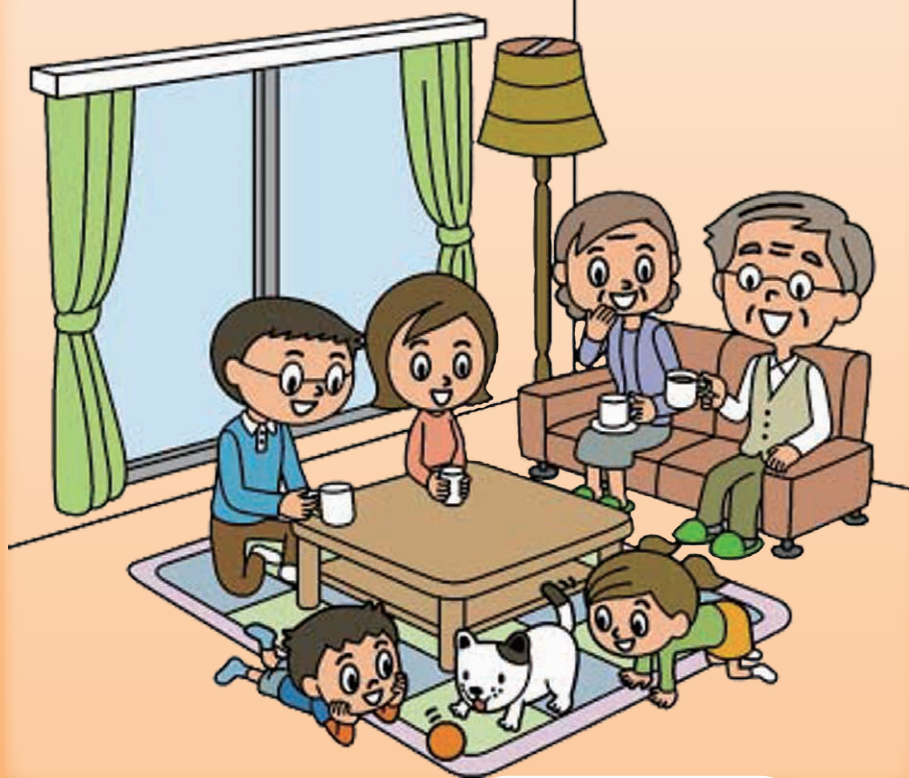


2025年 田辺三菱製薬グループ 団体保険制度のご案内 (退職者用)

団体総合生活保険



介 護

傷 害

個人賠償

携行品

ゴルフ

保 険 期 間

2025年3月1日(土) 午後4時 ~ 2026年3月1日(日) 午後4時まで

保 険 料

ご指定の預貯金口座より自動振替されます。

一斉募集締切日

2025年1月10日(金)

加入依頼書
ご提出先エーオンジャパン株式会社 大阪支店 ベネフィット営業推進部
〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ7階
TEL : 0120-729-013

保険期間の途中でも随時加入できます。詳しくは上記までお問い合わせください。

本保険制度は、田辺三菱製薬株式会社を契約者とする、田辺三菱製薬グループご退職者の皆さま限定の福利厚生制度(団体契約)です。※1

特長

1

保険料はご指定預金口座より自動振替されます(一時払)

保険料は2025年5月27日に口座振替されます。

2

最大32%の割引が保険料に適用されています

団体割引20%、損害率※2による割引15%が適用されるため、割安にご加入いただけます。損害率の改善により、今年度の損害率による割引率が増加しています。

3

ご家族で加入いただけます

田辺三菱製薬グループご退職者だけでなく、そのご家族※3もご加入いただけます。大切なご家族のためにも是非とも加入をご検討ください。

4

加入時、医師の診査は不要です

介護補償に加入いただく場合は、加入依頼書に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、加入をお断りすることがあります。

加入内容をご確認ください。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。また、ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項などにつきましては、「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」に沿って確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

現在ご加入中の方への注意事項

現在加入中の方は、表紙記載の募集締切日までに加入者の方から特段のお申し出または引受保険会社 東京海上日動からの連絡がない限り、田辺三菱製薬株式会社は、今年度の募集パンフレットなどに記載の補償内容・保険料等で東京海上日動に保険契約を申し込みます。今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP.11~P.12「改定のご案内」をご確認ください。

- ※1 保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として田辺三菱製薬株式会社が有します。
- ※2 傷害補償の天災危険補償特約保険料については、損害率による割引は適用されません。
- ※3 P.3「加入できる方について」をご参照ください。

マークのご説明



年末調整の保険料
控除対象となります。



ホールインワン・アルバイトロス費用のみ単独での加入はできません。
「携行品損害補償」以外の補償と組み合わせてご加入ください。



「従業員とご家族の皆さまをさまざまなリスクからお守りしたい」
本保険制度はそんな気持ちをカタチにしました。



加入対象者の範囲や加入例を知りたい

3~4ページ

加入できる方について
加入例

1 介護が必要になったときの補償を
準備したい

5~6ページ

介護補償

2 ケガで入院・通院、手術が必要になった
ときに備えたい

7~8 ページ

傷害補償

3 他人をケガさせてしまったり、他人の物
を壊したときの賠償責任に備えたい

9ページ

個人賠償
責任補償

4 自分の持ち物への補償を準備したい

9ページ

携行品補償

5 ゴルフプレーに関わる補償に備えたい

10ページ

ゴルフ補償

「商品改定のご案内」
「サービスのご案内」

11 ページ~

加入できる方について

被保険者（保険の対象となる方）ご本人となる方の範囲

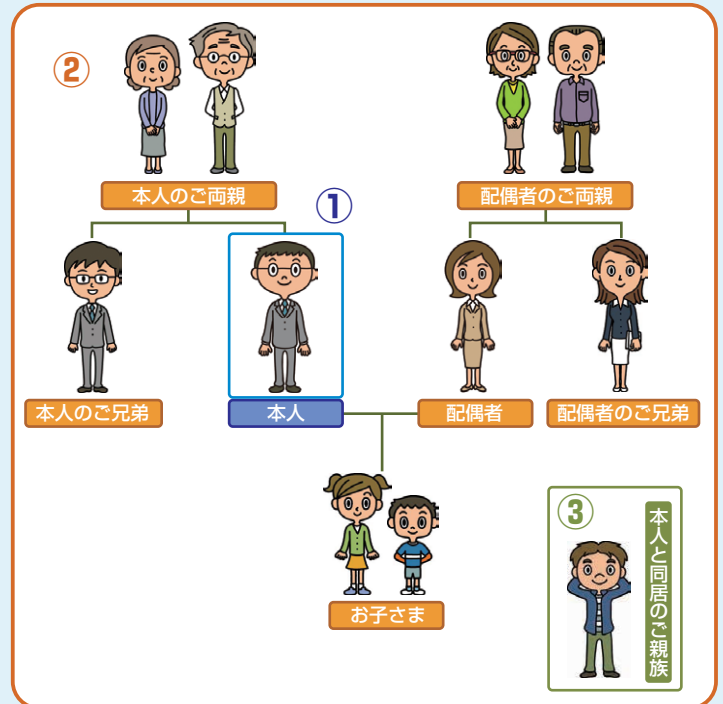
- ①田辺三菱製薬グループで退職者
- ②上記①の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟(同居の有無を問わない)
- ③上記①と同居されているご親族の方(傷害補償については本人型のみ加入可。夫婦型、家族型にはご加入いただけません)

プラス

介護補償はご加入時に年齢条件があります。^{※1}

| | | |
|------|-----|-----------------------------|
| 介護補償 | 一時払 | 満5歳以上満84歳以下 |
| | 年金払 | 満40歳以上満79歳以下 (更新は満84歳以下) |

※1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。



本人型・夫婦型・家族型 保険の対象となる方の範囲



①被保険者ご本人^{※2}



①被保険者ご本人^{※2} ②ご本人の配偶者



①被保険者ご本人^{※2}
 ②ご本人の配偶者
 ③ご本人またはその配偶者の同居の親族
 ④ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

* 保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

* 賠償責任に関する補償において、ご本人^{※2}が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

※2 上記「被保険者（保険の対象となる方）ご本人となる方の範囲」に該当した方をいいます。

【「被保険者（保険の対象となる方）の範囲」における用語の解説】

- (1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。
 a：婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 b：同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含まません。)
- (3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

加入例

次ページ以降で紹介する複数の補償を組み合わせ、皆さまのライフスタイルに合った加入方法をご選択ください。

例 1

個人で手軽に補償を準備したい方には



POINT!

- ・「傷害補償」を手頃な保険料で準備できます。
- ・旅行中に大事なカメラを落として壊してしまった、通勤中にカバンが壊れてしまった等のご自身の携行品の損傷に対して補償します。

職種級別：A

傷害補償

FT2タイプ 1口
一時払保険料：4,780円

+

携行品損害補償

FP1タイプ 1口
一時払保険料：530円

=

合計保険料
5,310 円
(1日あたり約15円)

例 2

ご自身のケガや日常生活のトラブルの備えにはコチラ



POINT!

- ・「傷害補償」で本人のケガ、「個人賠償責任補償」で自転車事故をはじめ他人へのケガや他人の物を壊してしまった時の事故もカバーします。

職種級別：A

傷害補償

FT2タイプ 1口
一時払保険料：4,780円

+

個人賠償責任補償

FBタイプ
一時払保険料：1,930円

=

合計保険料
6,710 円
(1日あたり約18円)

例 3

ご自身のケガと介護の備えを



POINT!

- ・要介護3以上となった場合、最大10年にわたって保険金をお支払いします。
- ・ご本人のケガによる通院・入院・手術にも対応します。

本人年齢：60歳男性の場合

傷害補償

FT2タイプ 1口
一時払保険料：4,780円

+

介護補償

N1タイプ
一時払保険料：5,890円

=

合計保険料
10,670 円
(1日あたり約29円)

加入できる方について
加入例

介護補償

傷害補償

個人賠償責任補償

携行品補償

ゴルフ補償

商品改定のご案内
サービスのご案内

1 介護補償 (介護への備え)



ご加入に際して

新規加入の方は、同封の加入依頼書「**C**健康状態告知書」にある回答記入欄・署名欄への自署*が必要です。(同封の「加入依頼書 記入方法」をご参照ください。)

*ご家族を保険の対象となる方とする場合、加入者となる団体の構成員の方はご家族の健康状態告知を代理で行うことができます。

(1) 一時払介護補償

補償内容 要介護状態になった際に、一時金として保険金をお支払いします。

| 種類 | 保険金をお支払いする場合 | 保険金額 |
|---------|---|--|
| 介護補償保険金 | 公的介護保険制度に基づく 要介護2以上 の認定を受けた場合または 東京海上日動所定 の 要介護2以上 の状態と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合 | ご加入のタイプにより 一時金として、100・200・300万円 |

* 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は「補償の概要等」をご確認ください。

ポイントはココ!!

公的介護保険制度で介護認定がされない方も、**東京海上日動所定**の**要介護2以上**の状態であれば補償されます。

一時払保険料^{※1} **最高1口** 【被保険者（保険の対象となる方）ごとに1タイプご選択ください】

| タイプ名 | S1 | S2 | S3 | タイプ名 | S1 | S2 | S3 |
|--------|-------|--------|--------|--------|---------|----------|----------|
| 保険金額 | 100万円 | 200万円 | 300万円 | 保険金額 | 100万円 | 200万円 | 300万円 |
| 5～9歳 | 20円 | 40円 | 60円 | 45～49歳 | 690円 | 1,380円 | 2,070円 |
| 10～14歳 | 20円 | 40円 | 60円 | 50～54歳 | 950円 | 1,900円 | 2,850円 |
| 15～19歳 | 20円 | 40円 | 60円 | 55～59歳 | 1,350円 | 2,710円 | 4,060円 |
| 20～24歳 | 40円 | 90円 | 130円 | 60～64歳 | 2,920円 | 5,850円 | 8,770円 |
| 25～29歳 | 80円 | 160円 | 240円 | 65～69歳 | 6,050円 | 12,110円 | 18,160円 |
| 30～34歳 | 150円 | 300円 | 460円 | 70～74歳 | 13,300円 | 26,590円 | 39,890円 |
| 35～39歳 | 290円 | 580円 | 880円 | 75～79歳 | 30,550円 | 61,110円 | 91,660円 |
| 40～44歳 | 580円 | 1,160円 | 1,740円 | 80～84歳 | 57,770円 | 115,530円 | 173,300円 |

※1 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）によって異なります。

【参考】要介護度別の身体状態のめやす

| | 身体の状態 (例) | 補償対象 | |
|-----|---|-------|----|
| | | S1～S3 | N1 |
| 要介護 | 1 部分的に介護を必要とする状態 身の回りの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。歩行など移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある。問題行動や理解低下がみられることがある。 | × | × |
| | 2 軽度の介護を必要とする状態 食事や排せつに何らかの介助を要することがある。洋服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられる。 | ○ | × |
| | 3 中度等の介護を必要とする状態 食事や排せつに一部介助が必要。入浴や洋服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられる。 | ○ | ○ |

*上記「身体の状態 (例)」は一例です。要介護認定は、調査員による聞き取りや主治医の意見書をもとに市区町村ごとの介護認定審査会が判定します。

(2) 年金払介護補償

長期の介護に備えて

今後の保険料負担は不要

途中で死亡された場合、以降の保険金支払いは終了

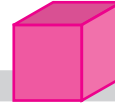
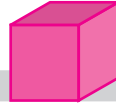
- ・保険金額：年額100万円
- ・てん補期間*1：10年

要介護3以上と認定(78歳)

1年後(79歳)

2年後(80歳)

9年後(87歳)



年額100万円

年額100万円

年額100万円

年額100万円

※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の該当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

補償内容

要介護状態になった際に、最大10年にわたって毎年定額の保険金をお支払いします。

| 補償内容 | 種類 | 保険金をお支払いする場合 | 保険金額 |
|------|------------|-----------------------------|----------------------------|
| | 年金払介護補償保険金 | 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の状態となったとき | 毎年100万円 最大1,000万円(10年間) |

* 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は「補償の概要等」をご確認ください。

ポイントは
ココ!!

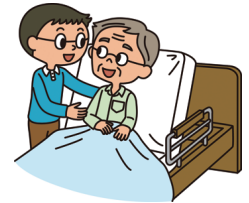
公的介護保険制度に基づく要介護3以上の状態であれば補償されます。

一時払保険料*1 最高1口

【被保険者(保険の対象となる方)ごとに1タイプで選択ください】

| タイプ名 | N1 | | タイプ名 | N1 | |
|--------|--------|--------|------------------|----------|----------|
| 保険金額 | 100万円 | | 保険金額 | 100万円 | |
| | 男性 | 女性 | | 男性 | 女性 |
| 40~44歳 | 1,180円 | 1,040円 | 65~69歳 | 14,780円 | 18,150円 |
| 45~49歳 | 1,400円 | 1,270円 | 70~74歳 | 27,770円 | 41,240円 |
| 50~54歳 | 1,930円 | 1,730円 | 75~79歳 | 63,750円 | 96,610円 |
| 55~59歳 | 2,770円 | 2,500円 | 80~84歳 (更新のみ) | 111,590円 | 174,990円 |
| 60~64歳 | 5,890円 | 5,370円 | | | |

*1 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。



介護補償<年金払介護>から介護補償<一時金払介護>への変更または介護補償<一時金払介護>から介護補償<年金払介護>への変更はできません。

*1 公的介護保険制度で定められている加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)。

| 原因 | | 年齢 | | |
|--------|--|--------------|---------|------|
| | | 5歳~39歳 | 40歳~64歳 | 65歳~ |
| 特定疾病*1 | | 公的介護保険の保障範囲 | | |
| 上記以外 | | 公的介護保険の保障範囲外 | | |

N1タイプでの補償範囲

S1~S3タイプでの補償範囲

加入できる方について
加入例

介護補償

傷害補償

個人賠償責任補償

携行品補償

ゴルフ補償

商品改定のご案内
サービスのご案内

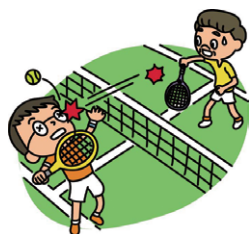
2 傷害補償



(1) 日常生活全般プラン

急激かつ偶然な外来の事故でケガをした場合に保険金をお支払いします。

また、「地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ」も補償します。



日常生活でのケガ



仕事でのケガ



地震によるケガ

(2) 交通事故等限定プラン



駅改札内階段等でのケガ



乗り物によるケガ

お支払いする保険金

* 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は「補償の概要等」をご確認ください。

| 補償内容 | 保険金をお支払いする場合 |
|---------|---|
| 死亡・後遺障害 | ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。 |
| 入院・手術 | ケガで入院 ^{*1} や手術 ^{*2} をしたときに保険金をお支払いします。 ^{*1} 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。 ^{*2} 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯などお支払いの対象外の手術があります。 |
| 通院 | ケガで通院したときに保険金をお支払いします。 [*] 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。 |

交通事故等限定プランは、「交通事故等^{*1}」により、保険の対象となる方がけが^{*2}をした場合に保険金をお支払いします。

^{*1} 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具^{*3}との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具^{*3}に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- 交通乗用具^{*3}の火災による事故 等

^{*2} けがには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

^{*3} 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。




ご加入時の注意点

傷害補償の日常生活全般プランは、被保険者ご本人の職業により**職種級別A・B**と分類され、保険料が異なります。正しい級別でない場合、保険金がお支払いできないか削減することがありますので、必ず下記の表でご確認ください。ご不明な場合はエーオンジャパンまでお問い合わせください。


| 級別 | 職種 |
|----|--|
| A | 下記以外 |
| B | 自動車運転者（営業用自動車運転者・自動車を用いて配達・宅配作業を行う方）、採鉱・採石作業者、建設作業者、農林業作業者、漁業作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者 |

一時払保険料 1口～最高10口

(1) 日常生活全般プラン

| 型 | タイプ名 | 1口当たりの保険金額 | | | | 一時払保険料 | |
|---|------|---------------------------------|------------------------|----------------------------|--------------------------|---------|---------|
| | | 死亡・後遺障害 | 入院日額 ^{*1} | 通院日額 | 職種級別A | 職種級別B | |
|  本人型 | FT2 | 本人 | 100万円 | 1,500円 | 1,000円 | 4,780円 | 6,920円 |
|  夫婦型 | KCT | 本人 配偶者 | 100万円 | 1,500円 | 1,000円 | 8,950円 | 11,090円 |
|  家族型 | KFT | 本人 配偶者 ^注 その他家族 | 100万円 100万円 80万円 | 1,500円 1,500円 1,000円 | 1,000円 1,000円 700円 | 14,570円 | 16,710円 |

(2) 交通事故等限定プラン

| 型 | タイプ名 | 1口あたりの保険金額 | | | 一時払保険料 | |
|---|------|------------|--------------------|--------|--------|--------|
| | | 死亡・後遺障害 | 入院日額 ^{*1} | 通院日額 | | |
|  本人型 | M | 本人 | 100万円 | 1,500円 | 1,000円 | 1,560円 |

注：「その他家族」とは、本人・配偶者の同居の親族、および別居の未婚の子までをいいます。

※1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯などお支払いの対象外の手術があります。

*日常生活全般プランに新規にご加入の際は、ご自身の職種級別がAかBが必ずご記入下さい。また、更新の方も職種級別が正しく記載されているか、変更はないかご確認ください。なお、夫婦型・家族型の場合、保険の対象となる方で本人が職業級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方で本人とすることで保険料が安くなる場合があります。詳しくはエーオンジャパンまでお問い合わせください。

*最高口数を超えて加入することはできません。

*保険期間中にタイプをFT2～MからGS(P.10)に変更することまたはGSからFT2～Mに変更することはできません。

加入できる方について

介護補償

傷害補償

個人賠償責任補償

携行品補償

ゴルフ補償

商品改定のご案内

3 個人賠償責任補償



国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りたものや預かった物(受託品)^{※1}を国内外で壊したり盗まれてしまったりしたとき等、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

●示談交渉は、日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合などを除きます。)に限り、原則として東京海上日動が行います。

※1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。



| タイプ名 | 保険金額 | 免責金額 | 一時払保険料 | 最高口数 |
|------|----------------------|------|--------|------|
| FB | (国内) 無制限 (国外) 1億円 | なし | 1,930円 | 1口 |

現在ご加入中の方も必ずご確認ください。

すでに他の保険等にも個人賠償責任補償が付帯されている場合、補償内容が重複して保険料が無駄となる場合があります。契約内容を今一度確認いただくことをお勧めいたします。

他の保険と補償が重複している場合は、エーオンジャパンまでご連絡ください。

*東京海上日動以外でご契約(ご加入)の場合、内容が異なる場合もあります。詳細はご加入中の保険会社などへお問い合わせください。保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は「補償の概要等」をご確認ください。

4 携行品損害補償



国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

| タイプ名 | 型 | 保険金額 ^{※1} | 一時払保険料 | 最高口数 |
|------|-----|--------------------|--------|------|
| FP1 | 本人型 | 10万円(免責金額5千円) | 530円 | 1口 |
| FP2 | | 20万円(免責金額5千円) | 820円 | |
| KCP1 | 夫婦型 | 10万円(免責金額5千円) | 640円 | |
| KCP2 | | 20万円(免責金額5千円) | 980円 | |
| KFP1 | 家族型 | 10万円(免責金額5千円) | 820円 | |
| KFP2 | | 20万円(免責金額5千円) | 1,260円 | |



※1 携行品損害でお支払いする保険金総額は、保険期間を通じて表記金額が限度となります。保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は「補償の概要等」をご確認ください。

5

ゴルフ補償

a 最高2口 b~d各補償 最高1口



ご注意 ご請求時には、ゴルフ場や練習場の証明書が必要です。

- ※1 ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。
 - ※2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯などお支払いの対象外の手術があります。
 - ※3 ゴルフ用品損害でお支払いする保険金総額は、保険期間を通じて表記金額が限度となります。
- * 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は「補償の概要等」をご確認ください。

a.ご自身の傷害

[ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]

日本国内外を問わず、ゴルフ場・ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習・競技または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合



タイプ名GS または
 傷害補償
 タイプ名FT2~KFT
 (P.8)
 から1つご選択ください。

b.第三者に対する賠償責任

[ゴルフ賠償責任補償特約セット]

日本国内外を問わず、本人が行うゴルフの練習、競技または指導中に、偶然な事故で他人をケガさせたり、他人の物を壊すなど、法律上の賠償責任を負った場合



タイプ名GB または
 個人賠償責任補償
 タイプ名FB
 (P.9)
 から1つご選択ください。

c.ゴルフ用品の損害

[ゴルフ用品補償特約セット]

日本国内外を問わず、ゴルフ場・ゴルフ練習場敷地内でご自身のゴルフ用品が盗難にあたり、ゴルフクラブが破損・曲損した場合※1



タイプ名
 GY10~GY30または
 携行品損害補償
 タイプ名FP1~KFP2
 (P.9)
 から1つご選択ください。

d.ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、それを記念してのパーティー開催や記念品の贈呈など、慣習として負担する費用等を補償



タイプ名
 GH10~GH50
 から1つご選択ください。

お好きな補償を自由に組み合わせてご加入いただけます。

* 保険期間中にタイプをFT2~M (P.8) からGSに変更することまたはGSからFT2~Mに変更することはできません。

一時払保険料

| 補償 | 保険金額 | タイプ名 | 一時払保険料 |
|--------------------|---|------|--------|
| a.ゴルフ中のご自身の傷害 | 死亡・後遺障害 250万円 入院日額 3,750円※2 通院日額 2,500円 | GS | 750円 |
| b.ゴルフ中の第三者に対する賠償責任 | (国内) 無制限 (国外) 1億円 | GB | 660円 |
| c.ゴルフ中のゴルフ用品への損害※3 | 10万円 (免責金額0円) | GY10 | 680円 |
| | 20万円 (免責金額0円) | GY20 | 1,050円 |
| | 30万円 (免責金額0円) | GY30 | 1,630円 |
| d.ホールインワン・アルバトロス費用 | 10万円 | GH10 | 820円 |
| | 20万円 | GH20 | 1,650円 |
| | 30万円 | GH30 | 2,470円 |
| | 50万円 | GH50 | 4,680円 |



加入できる方について
加入例

介護補償

傷害補償

個人賠償責任補償

携行品補償

ゴルフ補償

商品改定のご案内
サービスのご案内

必ずお読みください
改定のご案内

2024年12月

団体総合生活保険の 2024年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2024年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償

①傷害補償

②賠償・財産・費用に関する補償

| 変更する補償 | | 改定項目 | 概要 |
|--------|---|--|--|
| ① | ② | | |
| | ○ | 「個人賠償責任補償特約」の保険料改定および補償拡大 | 昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、「個人賠償責任補償特約」の保険料を引き上げます(*1)。また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします(*2)。 (*1)「ゴルフ賠償責任補償特約」または「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされている場合、保険料改定は行いません。 (*2)「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされている場合、既に補償対象です。 |
| ○ | | 「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定 | 直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料を引き上げます。また、本特約を保険期間の途中でセットすることおよび削除することを不可とします。 |
| | ○ | 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定 | 直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料を引き上げます。また、保険金額を100万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止します。 |
| ○ | | 「交通事故傷害危険のみ補償特約」の補償拡大 | 「交通事故傷害危険のみ補償特約」において、原動機を用いるキックボードを「交通乗用具」に追加し、電動キックボード搭乗中等のケガについて補償対象とします。 |

| 変更する補償 | | 改定項目 | 概要 |
|--------|---|----------------|--|
| ① | ② | | |
| | ○ | 「ドローン」の取扱いの明確化 | <p>「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。</p> <p><対象特約> 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、携行品特約の一部変更に関する特約、住宅外等追加補償特約</p> |
| ○ | ○ | 道路交通法改正に伴う改定 | <p>新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。</p> <p><対象特約> 交通事故傷害危険のみ補償特約、個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、救援者費用等補償特約、弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約、住宅外等追加補償特約</p> |

このご案内は、2024年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

加入できる方について
加入例

介護補償

傷害補償

個人賠償責任補償

携行品補償

ゴルフ補償

商品改定のご案内
サービスのご案内

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

※正確なお客対応を行うため、発信番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時

・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・認知症アシスト

自動セット



【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間：・緊急連絡ステッカー：午前9時～午後5時
いずれも土日祝・年末・年始を除く
・「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
☎️ 0120-775-677
・脳の健康度チェック：午前9時～午後5時
☎️ 0120-002-531
・認知症介護電話相談：午前9時～午後5時
☎️ 0120-801-276

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受付けられた日の翌月末頃発送します。
※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【捜索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】

『みまもりあいアプリ』は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方あらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「捜索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「捜索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。
こころの日でみまもりあえる街を。
みまもりあいプロジェクト

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。
監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。
本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5

*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*5 年会費については、お客様にご負担いただけます。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含まず。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

加入できる方について

介護補償

傷害補償

個人賠償責任補償

携行品補償

ゴルフ補償

商品改定のご案内



(取扱代理店)
お問い合わせ先

エーオンジャパン株式会社 大阪支店 ベネフィット営業推進部

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ7階

TEL : 0120-729-013

この保険契約*は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、重要事項説明書をご確認ください。

*介護補償・がん補償・医療補償については、東京海上日動火災保険(株)単独の引受となります。

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険(株) 担当課：関西営業第一部営業第一室
〒541-8555 大阪府大阪市中央区高麗橋3-5-12
淀屋橋東京海上日動ビルディング12階
TEL 06-6203-1510

あいおいニッセイ同和損害保険(株) 担当課：関西企業営業第一部営業第二課
〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10

東京海上日動火災保険株式会社

<2024年10月1日以降始期契約用>